

令和4年度

第2回かほく市空家等対策審議会

会議録

かほく市防災環境対策課

令和4年度 第2回かほく市空家等対策審議会 会議録

招 集 年 月 日	令和4年11月21日(月)					
招 集 場 所	かほく市役所 西フロア3階 304会議室					
開 始 日 時	14時30分					
終 了 日 時	15時15分					
応 召 委 員	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠
	会 長	垣花 涉	○	副会長	北井 万彦	○
	委 員	釜井 泰廣	○	委 員	藏岡 郁子	×
	委 員	室川 啓一	○	委 員	升田 英治	○
	委 員	桜井 誠二	○	委 員	岩本富美彦	○
	委 員	川端 要	×			
【凡例】	○：出席を示す ×：欠席を示す					
委 員 の 定 数	9人(10人以内)					
出 席 委 員	7名					
欠 席 委 員	2名					
職務のため会議に出席した者の職氏名	市民生活部長	千田 聡	防災環境対策課長	岡田 和之		
	課参事	北川 堅吾	課長補佐	藤橋 和俊		
	会計年度任用職員	橋川 章				
議 事 等	1) 令和4年度空家等対策業務の取組み状況について 2) 特定空家等に認定した5戸の空き家等の進捗状況について 3) 空き家等の利活用推進施策について その他					
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ かほく市空家等対策審議会委員名簿</li> <li>・ 令和4年空家等対策業務スケジュール(取組み)</li> <li>・ 5戸の特定空家等(写真)と地域からの苦情・相談等</li> <li>・ かほく市空き家バンク登録促進奨励金交付要綱</li> <li>・ かほく市空き家情報登録制度実施要綱</li> <li>・ かほく市空家等対策ガイドライン(特定空家等の判断基準及び措置手順)</li> <li>・ 県内の空家等対策に関する取組状況の調査集計表(その1・2)</li> </ul>					

会 議 の 経 過

事務局	<p>会議次第に基づき開会</p> <p>事情により、9月30日より新谷健二様から升田英二様に委員が交代しております。</p>
事務局	<p>この後の議事進行につきましては、かほく市空家等対策審議会要綱第5条第1項に基づき、会長にお願いします。</p>
会長	<p>会長よりあいさつ</p> <p>それでは、議件1について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料に基づき説明</p>
会長	<p>事務局からの説明に質問等ありませんか。</p> <p>(質問等なし。)</p> <p>質問等無いようですので、議件2について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料に基づき説明</p> <p>※No.643は、「特定空家等に係る措置報告書」の提出により、勧告に従い措置が講じられたことを認め、特定空家等に係る勧告を撤回した。 撤回と認めた日：令和4年6月15日</p> <p>※No.550が除外に至った理由：助言及び指導に従い、当該建築物を解体したことにより、道路に面した屋根瓦及び外壁の脱落・飛散防止が完了したと認められたため。 除外と認めた日：令和4年10月14日 等</p>
会長	<p>事務局からの説明に質問等ありませんか。</p>
委員 事務局	<p>No.221は管財人をたて、進めるという意味か。 利害関係者として、アイフル(株)とかほく市だけということになります。</p>
委員 事務局	<p>No.135は、不在とは。 所有者は故人で、財産放棄しているということです。</p>

会長	他に質問等無いようですので、議件3について事務局より説明願います。
事務局	議件3について、資料に基づき説明
会長	事務局からの説明に質問等ありませんか。
委員	説明にあった空き家バンク登録促進奨励金交付要綱は、登録すれば3万円あ たるということでいいか。
事務局	はい。そうです。
会長	その他ということで、事務局より説明願います。
事務局	かほく市空家等対策ガイドライン（特定空家等の判断基準及び措置手順）を 一部改正しました。 県内の空家等対策に関する取組状況（その1・その2）について、資料にき 基づき説明
会長	事務局からの説明に質問等ありませんか。
委員	ガイドラインの方は、大きな字句の訂正はないか。
事務局	大きな字句の訂正はない。
委員	空き家バンクは、今までに何件あるか。
事務局	28件です。
委員	私は小松市出身だが、空き家バンクは最初から団体に任せておけば良かった と思う。
事務局	小松市の改修費用補助金の額はいくらか。
委員	30万円です。
会長	ありがとうございます。 これで本日の議件は終わりました。 事務局から何かあれば説明願います。
事務局	実態調査及び立入調査の結果により、特定空家等候補空家等に該当すると思 われる案件となった時は、市長の判断により特定空家等の認定を行います。
会長	以上で、進行役を事務局へお任せします。

事務局	<p>垣花会長、議件の進行ありがとうございました。          ここで、副会長より閉会のあいさつをお願いします。</p>
副会長	<p>かほく市では勧告、或いは助言及び指導のあったものが可能な範囲で解決に至りうまく進んでいる。民法の改正等（来年4月1日施行）で所有者不明土地等関係が明確となり、石川県司法書士会としても益々勉強していきたい。</p>
事務局	<p>委員の皆さまには、各議件に慎重審議いただきありがとうございます。          以上をもちまして、空家等対策審議会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。</p>

以上のとおり会議録を記録する。